

18 代言人規則心得方更に布達の儀上申 [明治九年四月]

(注記1) 天第三百八十一号

(金田口) (長) (注記2)

代言人規則布達之儀ニ付上申

(注記3) 先般伺定ノ上布達ニ及ヒ候代言人規則之儀ニ付尚不尽ノ廉有之更ニ別紙ノ通布達可致ト存候間一応御聞置相成候様致度此段申進候也

明治九年四月十日

司法卿 大木喬任

三條太政大臣殿

(注記4)

本年当省甲第一号布達中之儀ニ付左之通可相心得候条此旨更ニ布達候事

明治九年四月

司法卿 大木喬任

布達但書ニ代人ノ儀掲載候処尚ホ一般人民ノ雇人十ヶ月以上不
断雇置候者ニ限り至親同様代人トナスヲ得ヘシ総テ代人并代言
人ヲ出ス場合ニハ委任状ヲ渡シ又ハ訴状ニ奥書可致儀ト心得ヘ
シ

規則第六条控訴代言ノ儀但書掲載候処其初告ノ代言ヲ為シタル
事件ニ付大審院へ上告ノ代言ヲ為ス者モ同断ト心得ヘシ

(注記5)

明治九年四月

(金田口) 伺廿六日来

(金井) (注記6)

(注記7) (注記8)

大臣 (三條) (岩倉) (山縣) (大久保) (大隈) (寺島) (大木) (松平) 参議 卿輔

法制局 (村田)

別紙司法省上申代言人規則布達ノ儀審査候処不都合ノ儀モ無之
ニ付御聞置相成可然哉供高覽候也

(注記1)

「法制局第四十号ノ四月十一日ノ法制局受付印」

(注記2)

「(井手)」

(注記3)

「法」

(注記4)

「十」(簿冊内件名番号)

(注記5)

「法制局第四十号ノ法制局受付印」

(注記6)

「(渡田)」

(注記7)

「史官本局」

(注記8)

「司ノ七十五」

[明治九年四月
公文録 司法省之部 全
2A.9, ②1795]